第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　特定会社の中間財務諸表

（特定会社の中間財務諸表の作成基準）

第七十四条　特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2　特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によって中間財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第七十五条　指定国際会計基準によって作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準によって中間財務諸表を作成している旨

二　特定会社に該当する旨及びその理由

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「雑則（第九十三条）」を「企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」に改める。

第一条の見出しを「（適用の一般原則）」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「四半期連結財務諸表（」を加え、「（以下「四半期連結財務諸表」という」を「又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二　国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一　連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二　当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度、当四半期連結会計期間の直前の中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は直前の四半期連結会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であって、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条第十九号中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）」を「連結財務諸表規則」に改める。

第四条第一号中「（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十八条第二項中「に係る四半期連結累計期間における」を「における四半期連結累計期間に係る」に改め、同条第三項中「前連結会計年度において」を「前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間において」に、「当期純利益金額」を「四半期純利益金額」に、「当期純損失金額」を「四半期純損失金額」に、「前連結会計年度に係る」を「前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る」に改め、同条第四項中「当四半期連結会計期間に係る」を「当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　企業会計の基準の特例

（会計基準の特例）

第九十三条　特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第九十四条　指定国際会計基準によって作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準によって四半期連結財務諸表を作成している旨

二　特定会社に該当する旨及びその理由

附則第四条第一項中「第九十三条」を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第五条の規定による改正前の第九十三条」に、「当分の間」を「平成二十七年十二月三十一日に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間までの間」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による四半期連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。

附則第四条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

一　当該四半期連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法

二　当該四半期連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

三　この規則（第六章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　外国会社の四半期財務書類（第八十三条―第八十七条）」を「第六章　特定会社の四半期財務諸表（第八十三条・第八十四条）　第七章　外国会社の四半期財務書類（第八十五条―第八十九条）」に改める。

第一条の見出しを「（適用の一般原則）」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「四半期財務諸表（」を加え、「（以下「四半期財務諸表」という」を「又は第八十三条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ」に、「次条」を「第二条」に、「第五章」を「第六章」に改め、同条に次の一項を加える。

3　財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。